

自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八号

自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一御調八幡宮公園施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。